**平成２１年（フ）第１６５３号**
堺市堺区中之町西３丁２―34　エスポアール中之町Ⅰ―207、住民票上の住所大阪市住吉区清水丘２丁目24番９号　山本マンション203号
債務者　杉村　尚美
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１６５７号**
大阪府高石市取石３丁目９番地74号　カイザ20―206号室
債務者　白濱　睦美
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１６６３号**
堺市北区南長尾町２丁３番10号　レジーナⅠ弐番館102号、前住所石川県加賀市小菅波町２丁目78番地　ビジオー・レジデンス204号室
債務者　野田　博巳
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１６７０号**
大阪府富田林市高辺台３丁目２番６―403号
債務者　中平　友季
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１６７５号**
堺市北区百舌鳥赤畑町４丁308番地　赤畑住宅17号
債務者　岩﨑有希男
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１７３１号**
大阪府河内長野市南花台３丁目５番45―105号
債務者　西　　敏喜
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１６７号**
北海道伊達市山下町161番地
債務者　菅野　昭広
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２１年（フ）第１７７号**
北海道登別市登別東町３丁目17番地２　ジョイフルパーク203、前住所北海道登別市登別本町３丁目１番地８
債務者　佐藤かおり
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２１年（フ）第１８６号**
北海道登別市登別東町５丁目34番地７　島村アパート
債務者　太田　雅子（旧姓池野）
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２１年（フ）第２３号**
北海道斜里郡清里町羽衣町20番地５
債務者　安藤ひとみ（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

**平成２１年（フ）第１８３号**
岩手県一関市大東町大原字高森177番地、前住所岩手県一関市大東町大原字山吹209番地17
債務者　太田　礼子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
盛岡地方裁判所一関支部

**平成２１年（フ）第１１１号**
岩手県奥州市前沢区字三日町新裏62番地２　雇用促進住宅前沢南宿舎２号棟304号室
債務者　佐藤　智浩
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

**平成２１年（フ）第４６５号**
群馬県高崎市足門町883番地16　プライムハイツ103号
債務者　金井　康弘
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２１年（フ）第５２４号**
新潟県新潟市西区寺地516番地12、前住所埼玉県比企郡川島町大字中山字久保2182番地12
債務者　松本　　武
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第６５４号**
新潟市秋葉区北上２丁目７番34号
債務者　池田　　登
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第６７９号**
新潟市西区坂井東４丁目７番11号
債務者　片桐アユ子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
新潟地方裁判所民事部